

益城町こども計画 (仮称) 骨 子 案

※本資料は計画骨子案として、第1章～第2章部分のポイントを中心に整理。

目次 ※本資料の目次です。計画書の目次ではありません。

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制.....	6
第2章 益城町の現状.....	7
1 こども・若者にかかる統計状況	8
2 アンケート等からみる状況.....	16
3 第2期町計画(令和2(2020)年～令和6(2024)年)の施策評価	27
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	29
2 基本目標	30
3 施策の体系	31
第4章 施策の展開.....	32
基本目標1 安心してこどもを生ま育てることができるまち	33
第5章 量の見込みと確保方策	34
1 教育・保育提供区域の設定.....	35
2 「量の見込みの算定」について.....	35
3 子ども・子育て支援給付の確保方策.....	36
4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策.....	36
第6章 計画の推進体制.....	37
1 家庭・地域・事業者・行政の役割	38
2 計画の推進体制.....	39
3 計画の達成状況の点検・評価	39

第1章 計画の策定にあたって

(1) こどもに関する政策の動向

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化・核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立化、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まり、こども・若者のひきこもり、自殺、犯罪をはじめとした生命・安全の危機など、こども・若者及び子育て家庭をめぐる様々な課題が顕在化しています。

このような中、国では令和5年(2023年)4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、これまで子ども・子育て支援法第61条に基づく「すくすくえがお益城っ子プラン(第2期益城町子ども・子育て支援事業計画)(以下、「第2期町計画」という。))」を令和2年(2020年)3月に策定し、幼児教育・保育事業を提供するとともに、こどもの生きる力を育成する環境の整備や子どもの貧困対策の推進を図ってきました。

(2) 計画策定の目的

本町では、平成24年(2012年)8月の「子ども・子育て関連3法」の成立をうけて、平成26年度(2014年度)に「すくすくえがお益城っ子プラン(益城町子ども・子育て支援事業計画)」を、令和元年度(2019年度)に「第2期町計画」を策定し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく取り組みを総合的に推進してきました。

今回、義務計画である「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画期間が令和6年度(2024年度)に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、こども基本法・こども大綱の趣旨を踏まえつつ、本町のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることに加え、若者対策等も視野に入れた「市町村こども計画」として、「益城町こども計画(仮称)」を策定します。

図表1:こども基本法の概要

目的 (第1条)	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する
「こども」の定義 (第2条)	18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義
「こども施策」の定義 (第2条)	「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取り組みのこと ●大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート (例：居場所づくり、いじめ対策等) ●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 など) ●家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 (例：親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への移行支援 など) ●これらと一体的に行われる施策 (例：教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕 など)
こども施策の 基本理念 (第3条)	①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備すること
地方公共団体 関連事項	【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する 【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表)各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等 【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい 【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める

図表2:こども大綱の概要

概要	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する
「こども」の定義	「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す ※ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
こどもまんなか社会	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
こども施策に関する重要事項	【ライフステージを通じた重要事項】 ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 【ライフステージ別の重要事項】 ○こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期までの切れ目のない保健・医療確保 等） ○学童期・思春期（質の高い公教育、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援 等） ○青年期（高等教育、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実 等） 【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

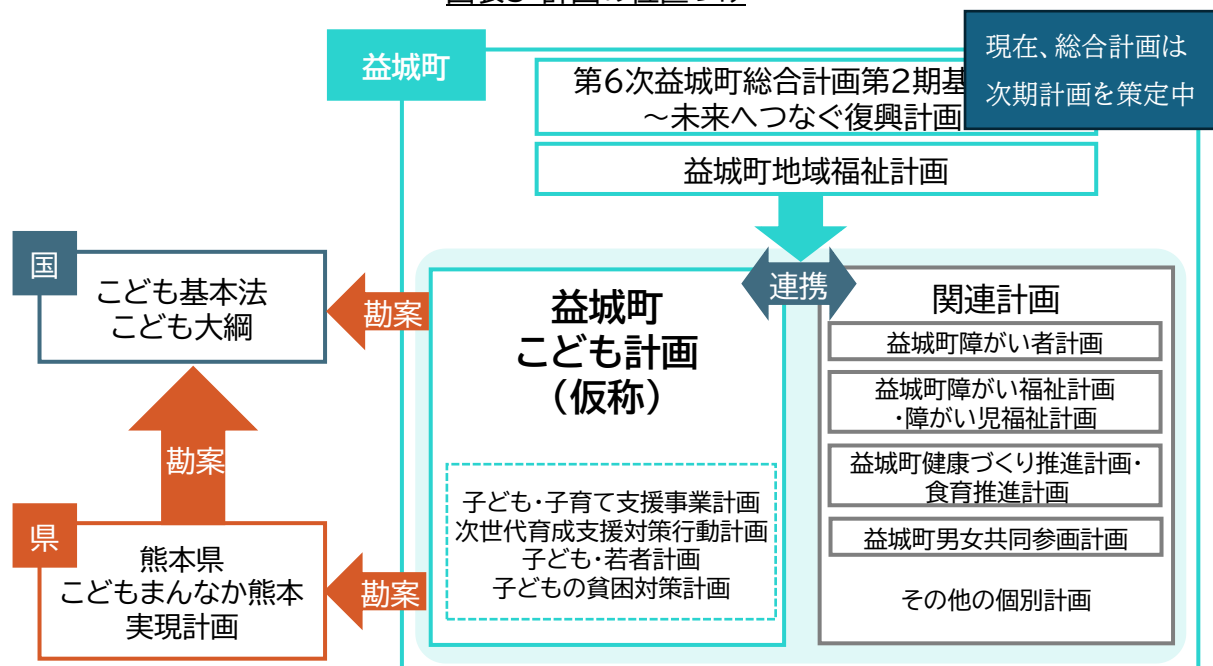
本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。

本計画においては、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期(施策によっては40歳未満までのポスト青年期)としています。

本計画の策定にあたっては、「第6次益城町総合計画第2期基本計画～未来へつなぐ復興計画～」及び「益城町地域福祉計画」を上位計画とし、福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容を踏まえています。

図表3:計画の位置づけ



3

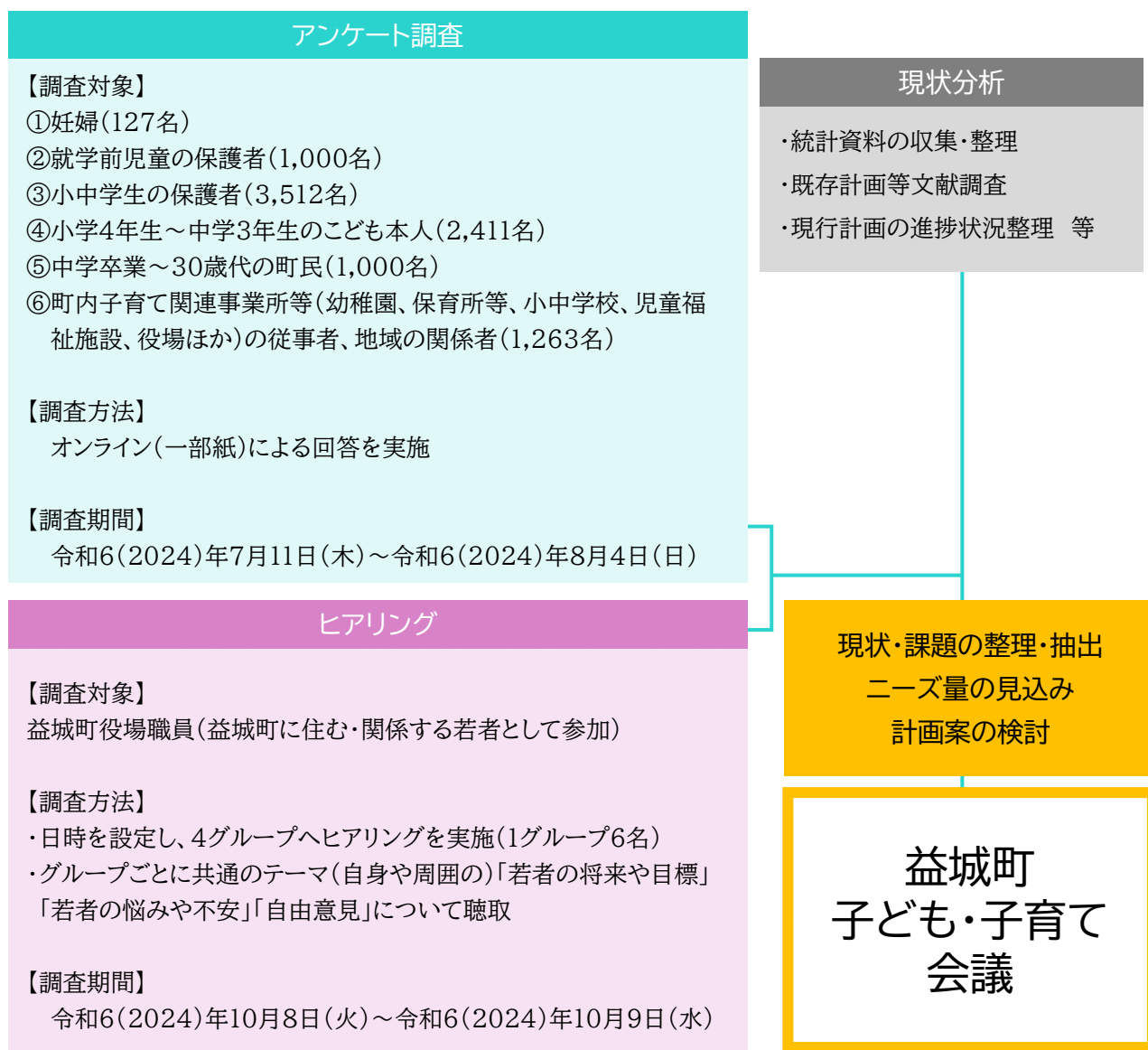
計画の期間

計画の期間は、義務計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の規定に基づき、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度～ (2030年度～)
本計画					
				● 次期計画策定	次期計画

4

計画の策定体制



第2章 益城町の現状

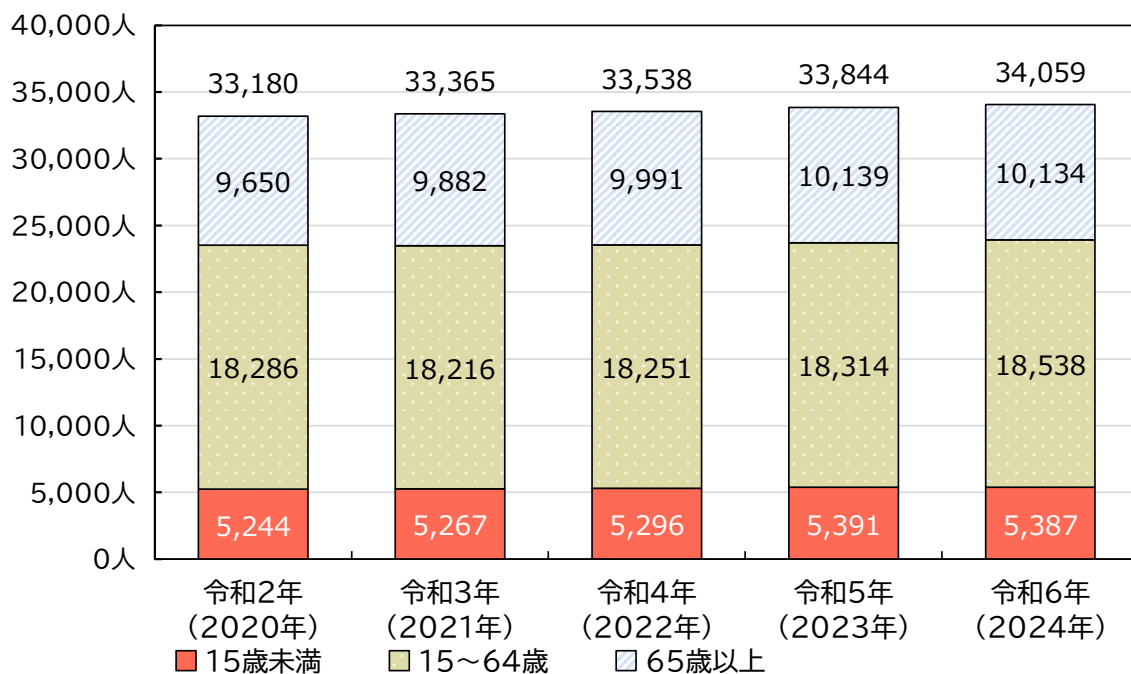
(1)人口・世帯の状況

①年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、令和2年(2020年)の33,180人から令和6年(2024年)の34,059人と5年間で約879人増加しています。

年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)と年少人口(0～14歳)は、令和2年(2020年)から令和5年(2023年)にかけて増加し、その後は横ばいで推移しています。生産年齢人口(15～64歳)は、増加傾向にあります。

図表4:年齢3区分別人口構成の推移



単位:人

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	33,180	33,365	33,538	33,844	34,059
15歳未満	5,244	5,267	5,296	5,391	5,387
構成比	15.8%	15.8%	15.8%	15.9%	15.8%
15～64歳	18,286	18,216	18,251	18,314	18,538
構成比	55.1%	54.6%	54.4%	54.1%	54.4%
65歳以上	9,650	9,882	9,991	10,139	10,134
構成比	29.1%	29.6%	29.8%	30.0%	29.8%

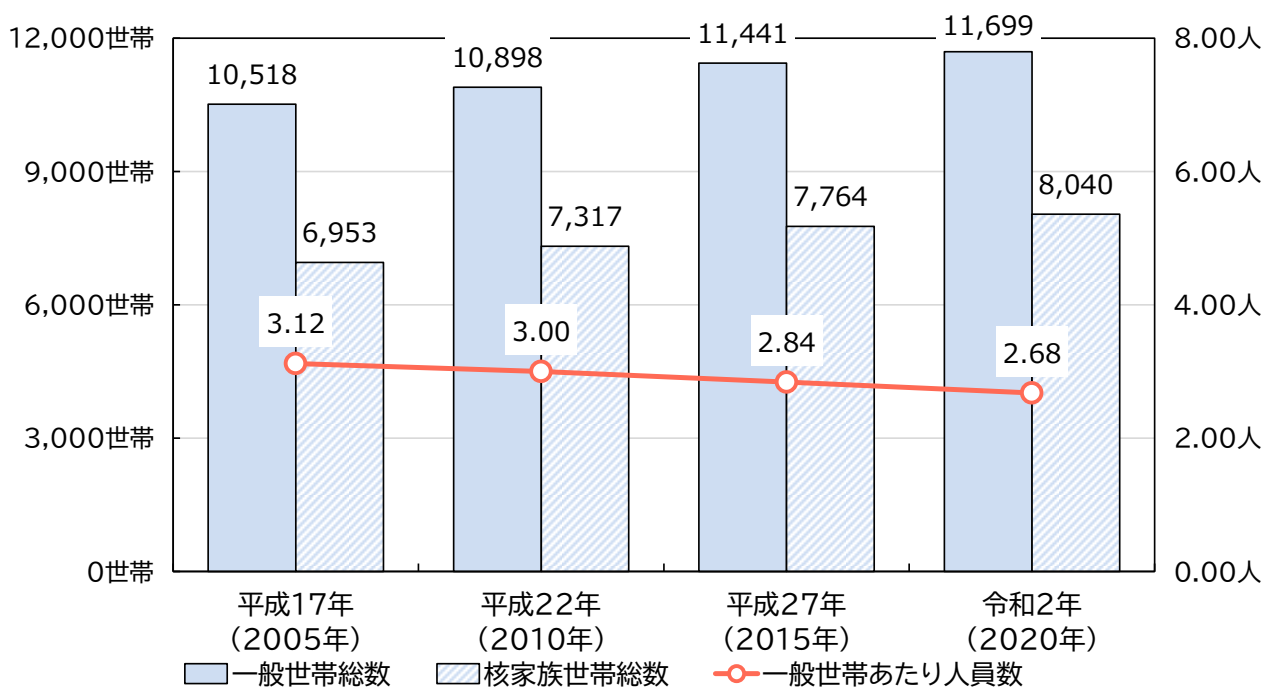
資料:住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

※合計値は年齢不詳を含む

②一般世帯数の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は増加傾向で、令和2年(2020年)では11,699世帯となっています。また、全国的な傾向と同様、核家族化が進んでいる状況にあり、一世帯あたり人員数では平成17年(2005年)の3.12人から令和2年(2020年)の2.68人と減少しています。

図表5:世帯構成の推移



資料:国勢調査

(2) 家族形態の状況

① 6歳未満、18歳未満のこどものいる核家族世帯数の推移

<文章例>

6歳未満の親族のいる核家族世帯数の推移をみると、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)で増減はあるものの、令和2年(2020年)では218世帯に減少しています。また、18歳未満の親族のいる核家族世帯数においては減少傾向にあり、令和2年(2020年)では572世帯となっています。

図表6: 6歳未満、18歳未満の子どものいる核家族世帯数の推移

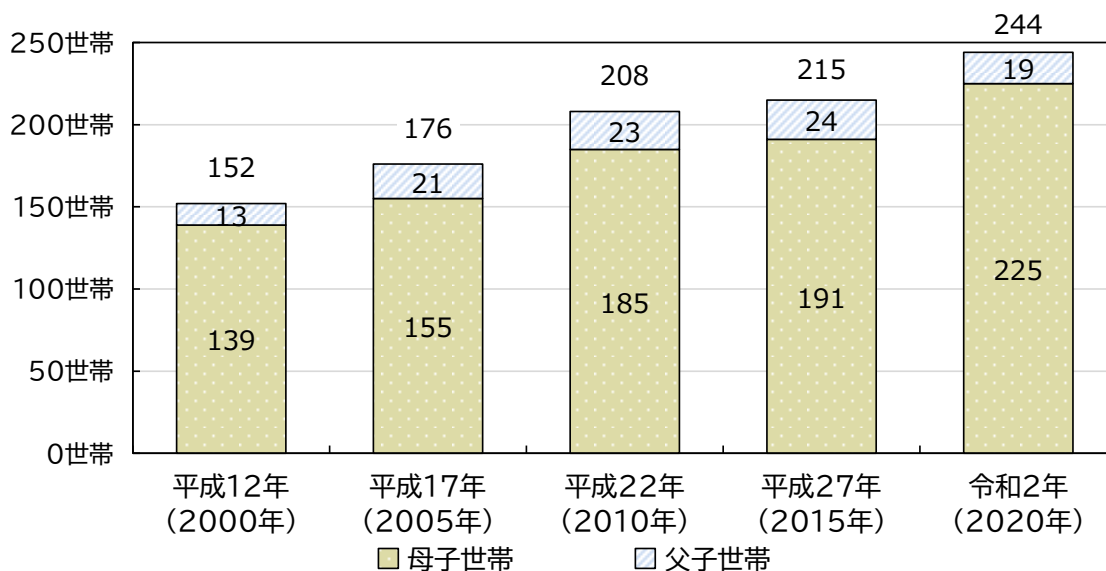
※現在整理中

資料: 国勢調査

② ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(未婚、死別又は離別の女親、男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯)の推移をみると、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)にかけて増加傾向にあり、令和2年(2020年)には244世帯となっています。

図表7: ひとり親世帯数の推移



単位: 世帯

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子世帯	139	155	185	191	225
父子世帯	13	21	23	24	19
ひとり親世帯総数	152	176	208	215	244

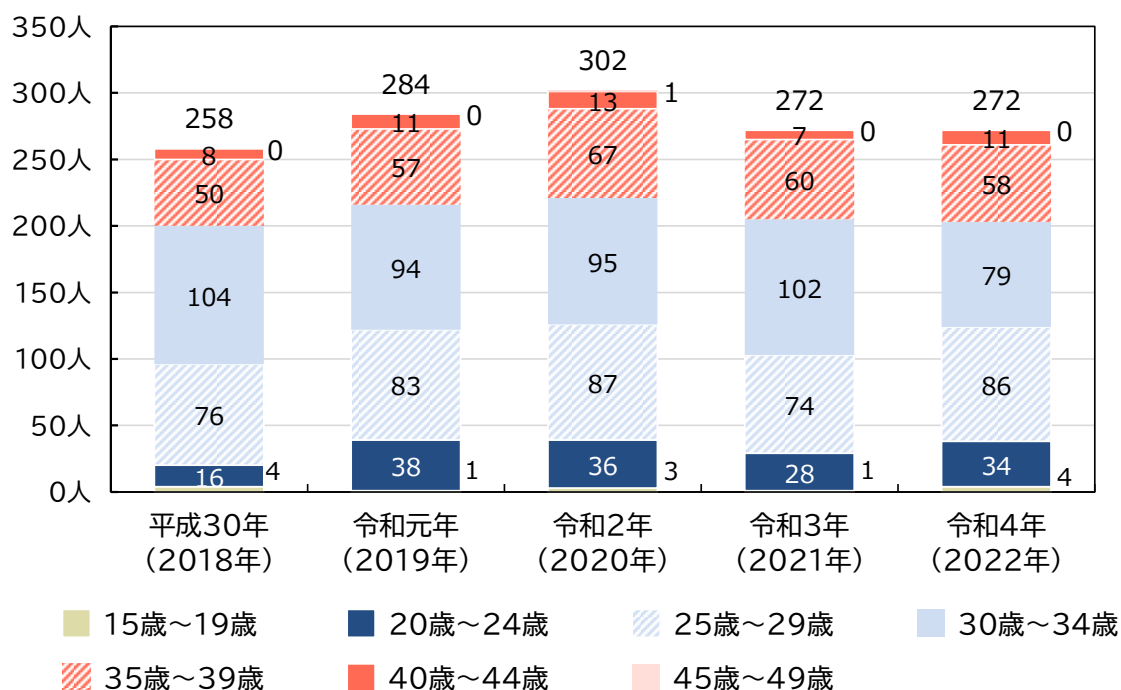
資料: 国勢調査

(3)出生の状況

①母親の年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生数の推移をみると、合計出生数は、平成30年(2018年)から令和2年(2020年)にかけて増加していましたが、令和3年(2021年)に減少し、以降は横ばいで推移しています。

図表8:母親の年齢別出生数の推移



単位:人

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
15歳～19歳	4	1	3	1	4
20歳～24歳	16	38	36	28	34
25歳～29歳	76	83	87	74	86
30歳～34歳	104	94	95	102	79
35歳～39歳	50	57	67	60	58
40歳～44歳	8	11	13	7	11
45歳～49歳	0	0	1	0	0
総数	258	284	302	272	272

資料:益城町

※年次単位[1月1日～12月31日]で算出

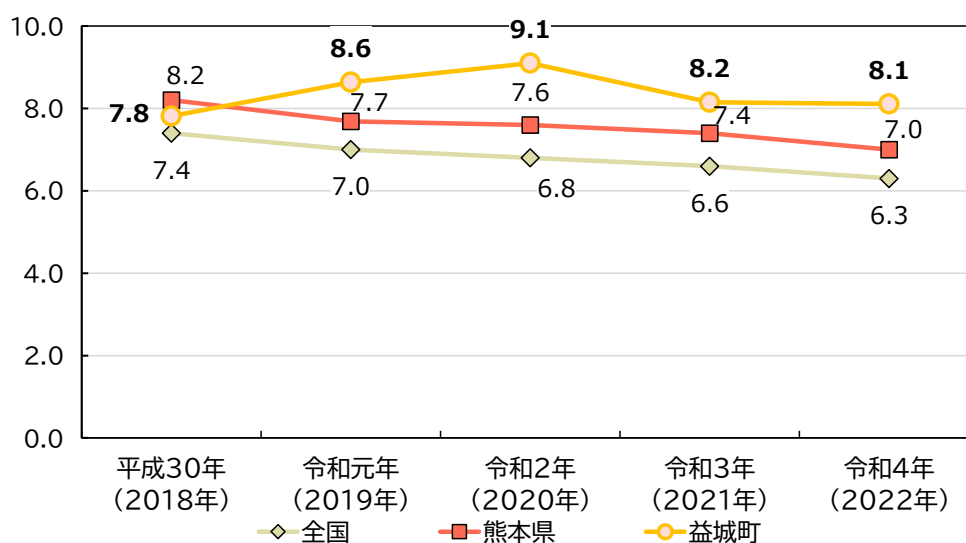
②出生率と合計特殊出生率の推移

出生率の推移をみると、平成30年(2018年)以降、全国、熊本県と比較して各年で上回っています。

合計特殊出生率の推移をみると、全国、熊本県と比較して約1ポイント低く推移しています。

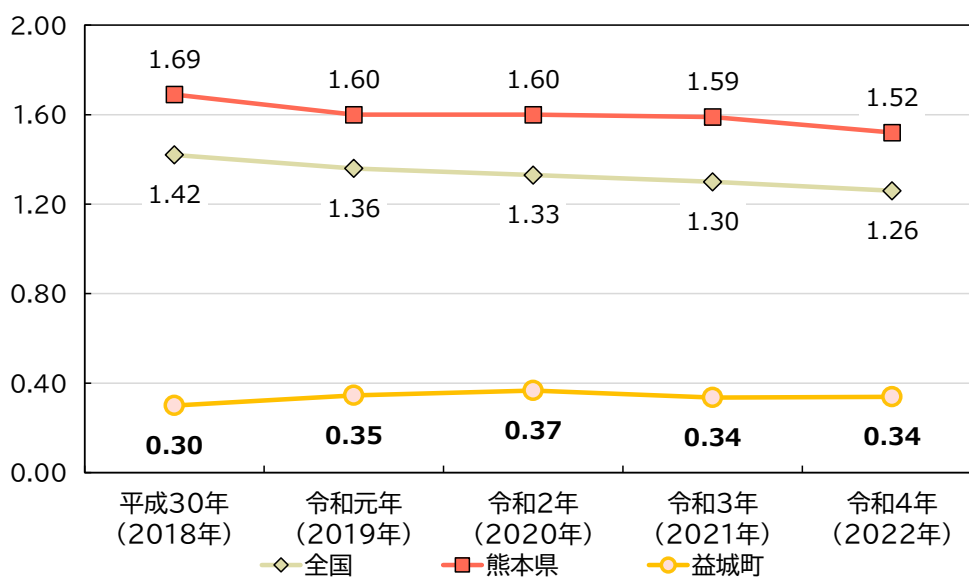
※合計特殊出生率：合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

図表9:出生率(人口千人対)の推移および国、熊本県との比較



資料:益城町は出生数(年次単位[1月1日～12月31日])から算出、
熊本県は熊本県衛生統計年報、国は厚生労働省「人口動態統計」

図表10:合計特殊出生率の推移および国、熊本県との比較



資料:益城町は出生数(年次単位[1月1日～12月31日])から算出、
熊本県は熊本県衛生統計年報、国は厚生労働省「人口動態統計」

(4)婚姻、就労の状況

①婚姻・離婚の状況

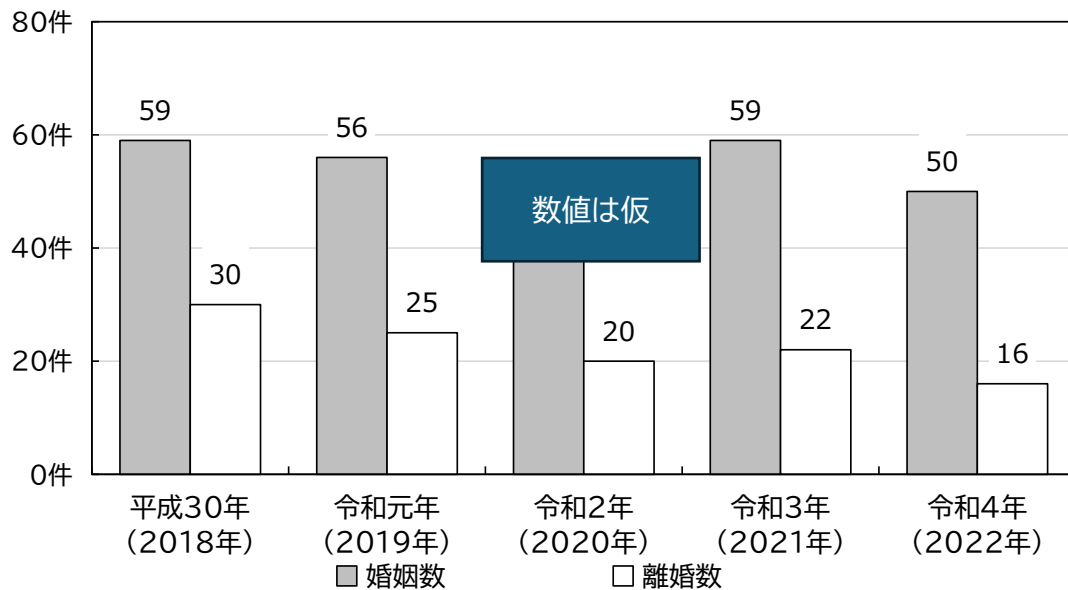
益城町数値は
今後挿入予定

<文章例>

婚姻数の推移をみると、増減はあるものの、令和4年(2022年)では50件となっています。また、離婚件数の推移をみると、減少傾向にあり、令和4年(2022年)では16件となっています。

婚姻率、離婚率の推移をみると、全国、熊本県と同様に減少傾向にあります。

図表11:婚姻数、離婚数の推移

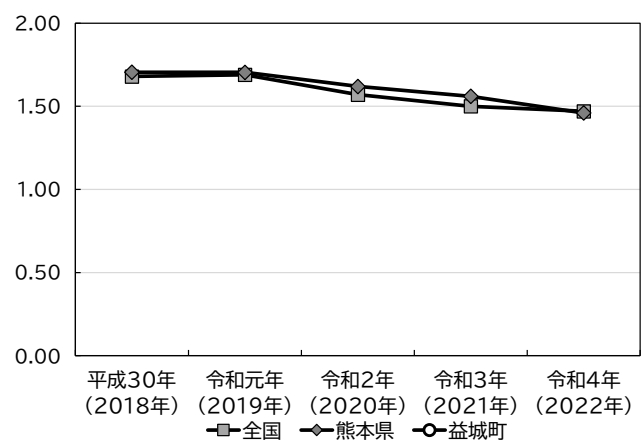
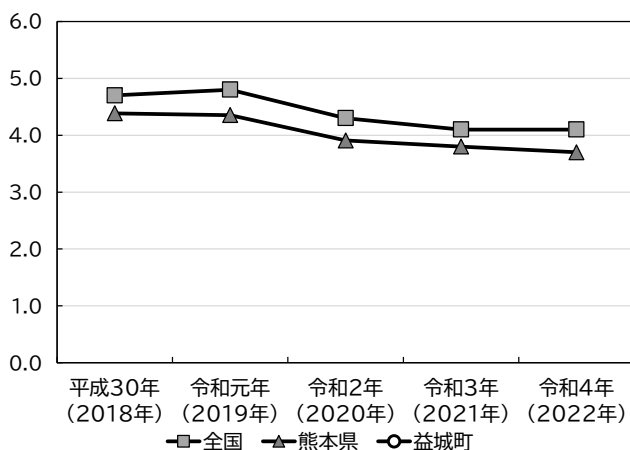


資料:

図表12:婚姻率、離婚率の推移および国、熊本県との比較

【婚姻率】

【離婚率】



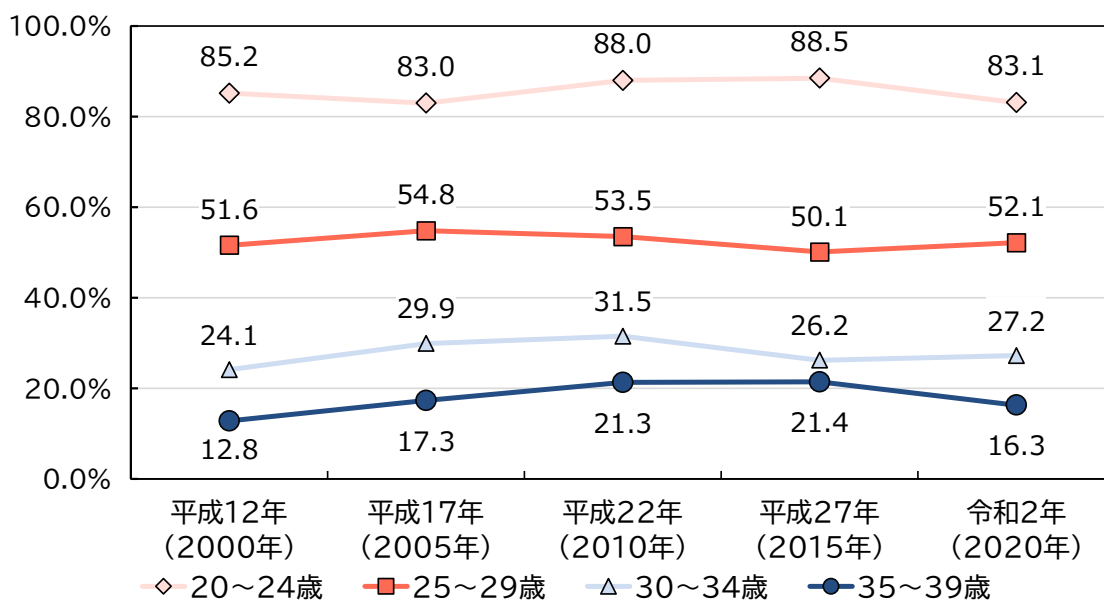
資料:

②未婚率の推移

未婚率の推移をみると、女性では、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)にかけて、20～24歳では、約5ポイント減少しています。25～29歳と30歳～34歳では、1～2ポイント増加し、35～39歳では約5ポイント減少しています。

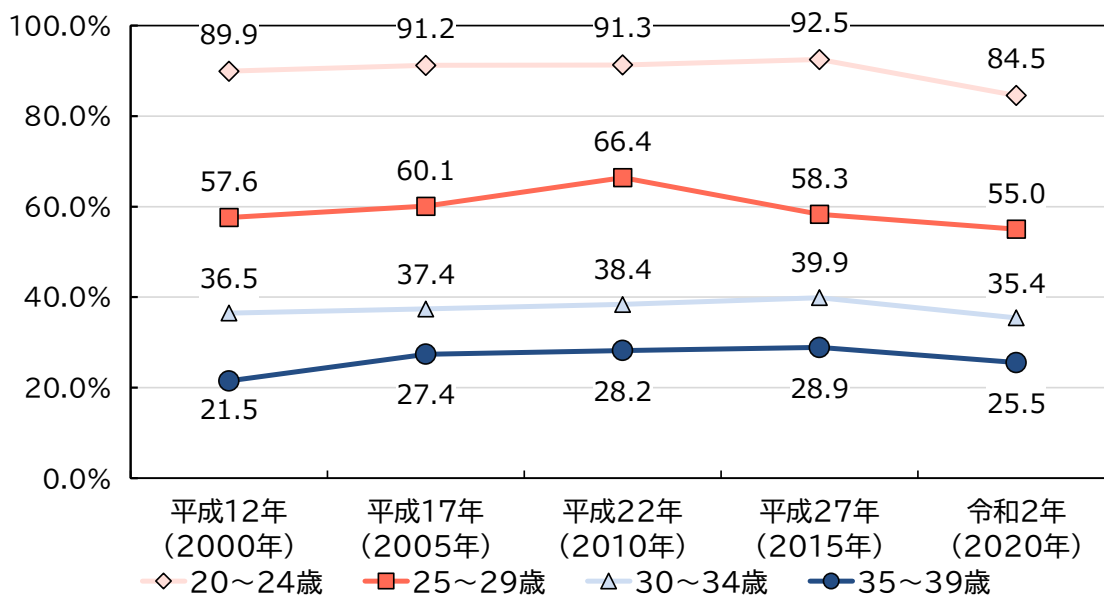
男性では、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)にかけて、全ての年齢層で減少傾向にあります。

図表13:女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

図表14:男性の未婚率の推移



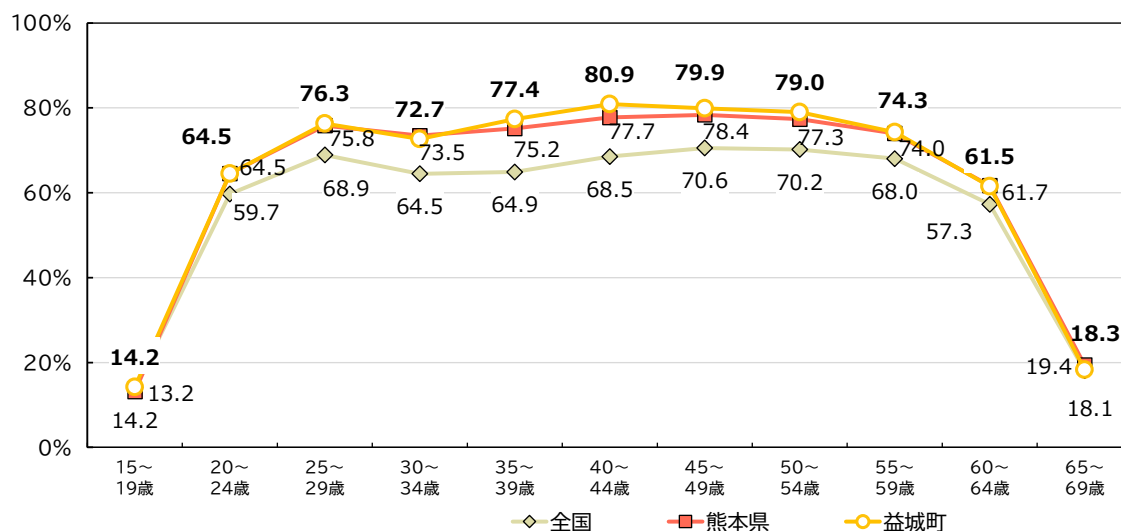
資料:国勢調査

③女性の就業の状況

女性の年齢階級別の労働力率のグラフをみると、全国・熊本県と同様に30代前半を中心に若干の落ち込みが見られるM字型となっていますが、女性における30代前半の労働力の落ち込みは出産・育児によるものと考えられます。

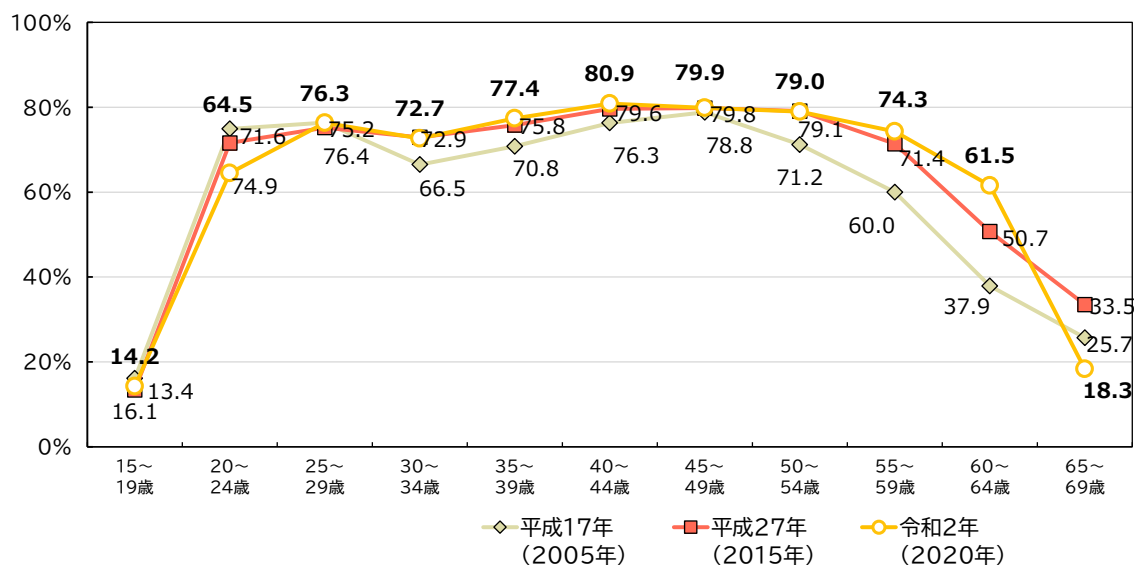
平成17年(2005年)、平成27年(2015年)と令和2年(2020年)を比較すると、女性では全体的に労働力率が上がっており、女性の社会進出による影響だと考えられます。

図表15:令和2(2020)年度の女性の年齢階級別労働力率および国、県との比較



資料:国勢調査

図表16:女性の年齢階級別労働力率の経年比較



資料:国勢調査

2

アンケート等からみる状況

本計画の策定にあたり、本町のこども・若者・子育て家庭を取り巻く実態や施策ニーズを把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

◎調査の概要

調査期間	令和6(2024)年7月11日(木)～8月4日(日)
調査方法	オンラインによる回答(一部紙による回答)
調査主体	益城町役場 こども未来課

調査対象者	略称	配布数	有効回収数	回収率
妊婦	妊婦	127件	10件	7.9%
就学前児童の保護者	就学前保護者	1,000件	321件	32.1%
小中学生の保護者	小中学生保護者	3,512件	258件	7.3%
小学4年生～中学3年生のこども本人	小中学生本人	2,411件	421件	17.5%
中学卒業～30歳代の町民	若者本人	1,000件	41件	4.1%
町内子育て関連事業所等(幼稚園、保育所等、小中学校、児童福祉施設、役場、ほか)の従事者、地域の関係者	関係者	1,263件	234件	18.5%

◎調査の主な目的

調査対象者	主な目的
妊婦	教育・保育、子ども・子育て支援事業等の量の見込みのためのニーズ把握、子育て環境に対する保護者評価等の把握
就学前児童の保護者	
小中学生の保護者	
小学4年生～中学3年生のこども本人	若者支援施策検討のための当事者の意識・支援ニーズ等の把握
中学卒業～30歳代の町民	
町内子育て関連事業所等(幼稚園、保育所等、小中学校、児童福祉施設、役場、ほか)の従事者、地域の関係者	こども・若者支援の支援者側からみた課題等の把握

(1)妊婦、就学前保護者、小中学生保護者の結果

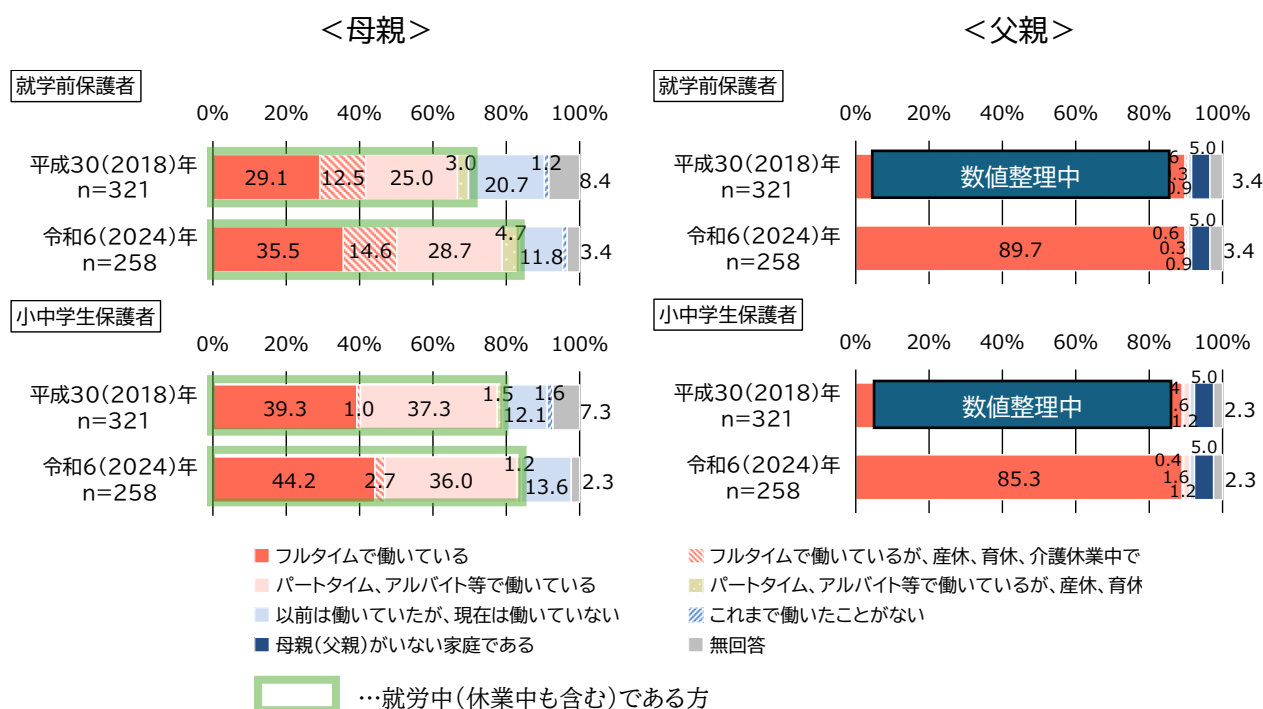
①保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前保護者では、就労中(休業中も含む)である方が全体の83.5%となっており、平成30(2018)年のアンケート結果(69.6%)よりも約14.5ポイント増加しています。

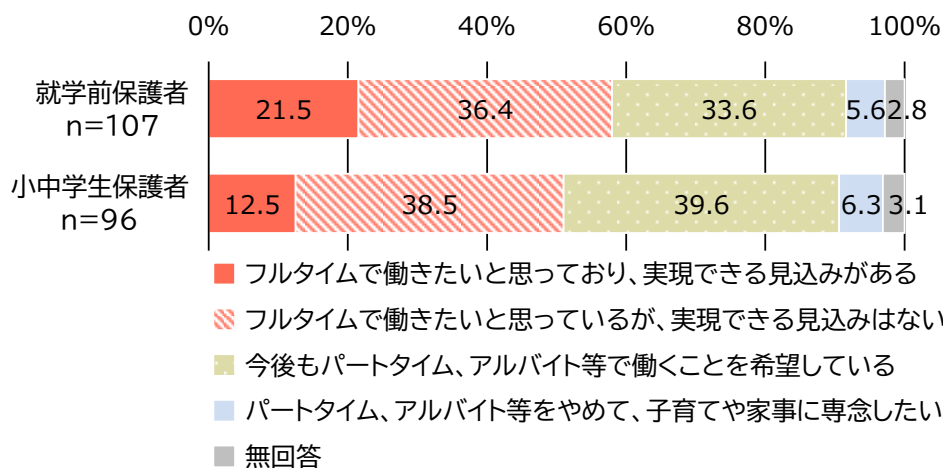
小中学生保護者では、就労中(休業中も含む)である方が全体の84.1%となっており、平成30(2018)年のアンケート結果(79.1%)よりも約5ポイント増加しています。

また、パートタイム・アルバイト等で働く母親の今後の就労の希望をみると、「フルタイムで働きたいと思っているが実現できる見込みはない」が就学前保護者でも小中学生保護者でも40%近い結果となっています。

図表17:保護者の就労状況



図表18:パートタイム、アルバイト等で働く母親の今後の希望



※「パートタイム、アルバイト等で働いている」または「パートタイム、アルバイト等で働いているが、産休、育休、介護休業中である」を選んだ方

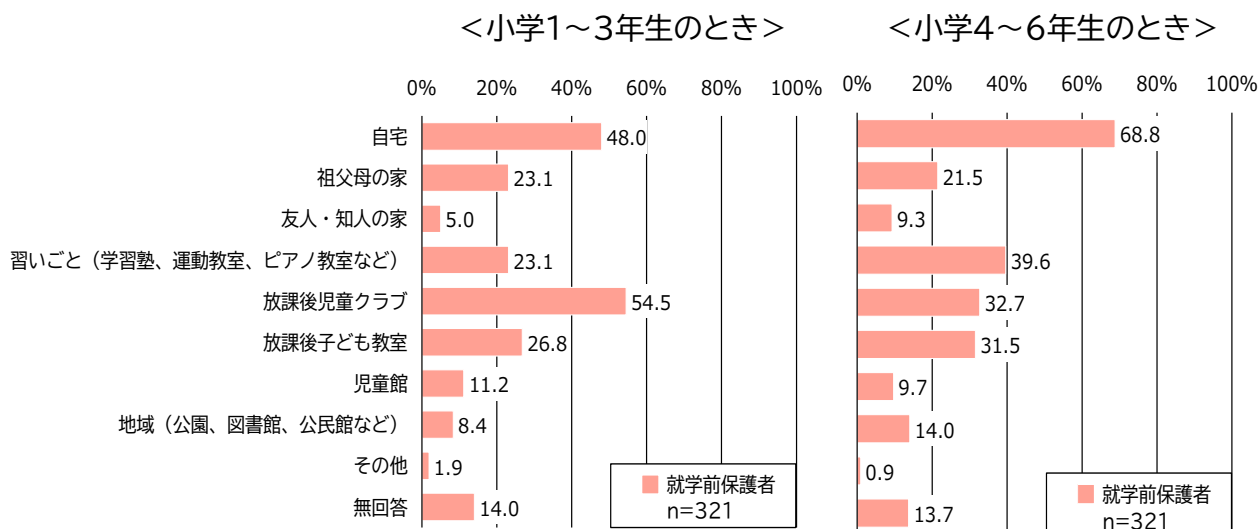
②放課後の過ごし方について

放課後を過ごさせたい場所の希望をみると、就学前保護者は、小学1～3年生では、「放課後児童クラブ」が54.5%で最も高く、次いで「自宅」が48.0%、「放課後子ども教室」が26.8%となっています。

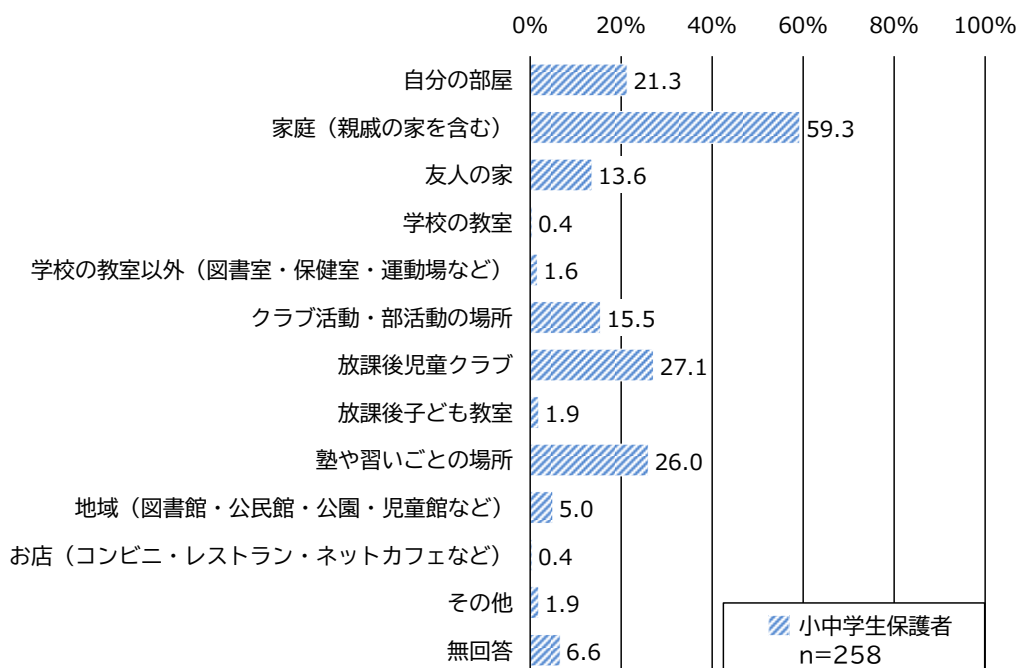
小学4～6年生では、「自宅」が68.8%で最も高く、次いで「習いごと（学習塾、運動教室、ピアノ教室など）」が39.6%、「放課後児童クラブ」が32.7%となっています。

また、小中学生保護者には、実際に過ごしている場所を伺っており、「家庭（親戚の家を含む）」が59.3%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が27.1%、「塾や習いごとの場所」が26.0%となっています。

図表19:小学1～3年生で放課後(平日の小学校終了後)を過ごさせたい場所



図表20:放課後(平日の小学校終了後)を過ごしている場所



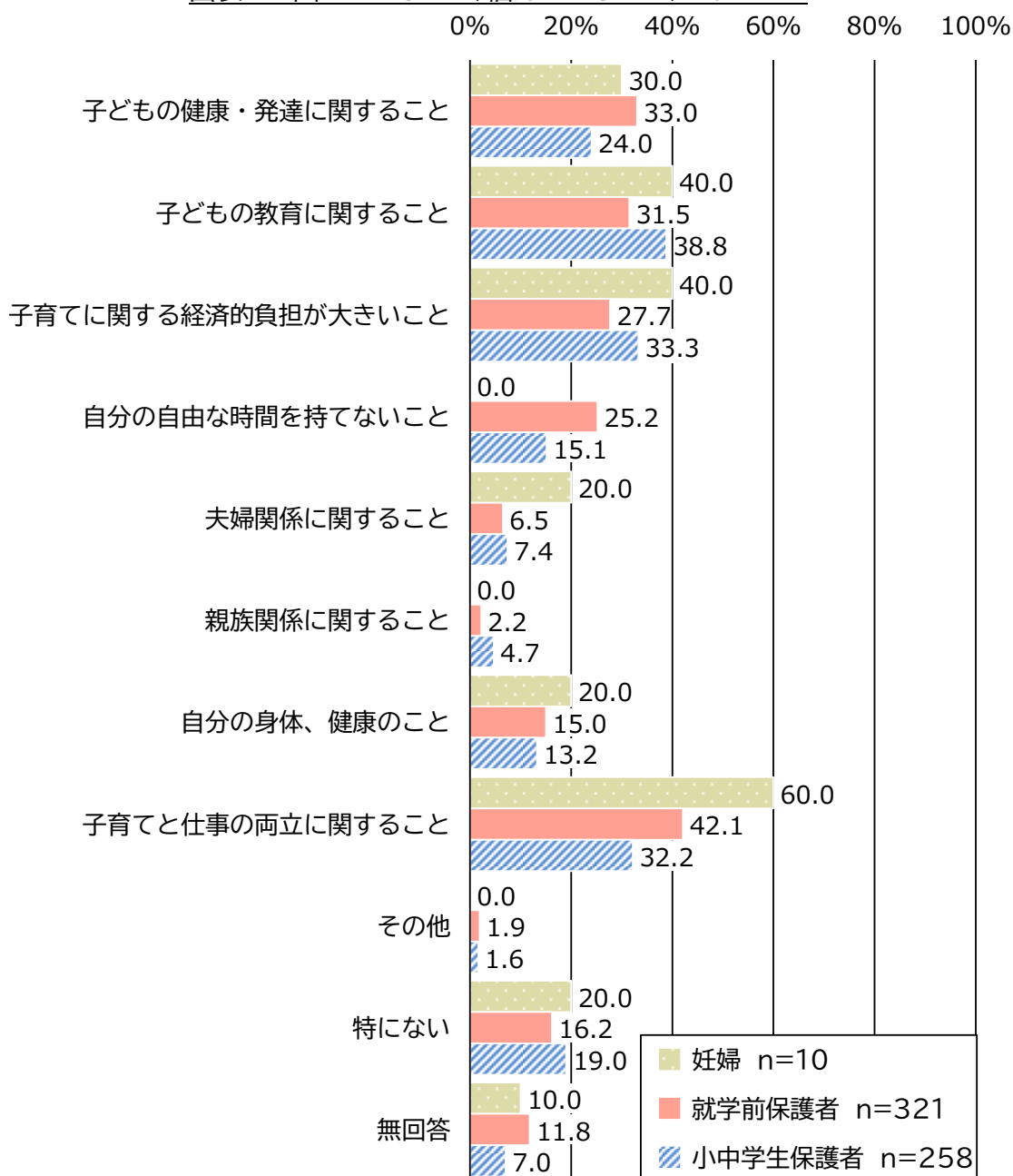
③困っていること・悩んでいること・つらいことについて

妊娠・出産・子育てや家庭について、困っていること・悩んでいること・つらいことをみると、妊婦では、「子育てと仕事の両立に関すること」が60.0%で最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が40.0%、「子どもの健康・発達に関すること」が30.0%となっています。

就学前保護者では、「子育てと仕事の両立に関すること」が42.1%で最も高く、次いで「子どもの健康・発達に関すること」が33.0%、「子どもの教育に関すること」が31.5%となっている。

小中学生保護者では、「子どもの教育に関すること」が38.8%で最も高く、次いで「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が33.3%、「子育てと仕事の両立に関すること」が32.2%となっている。

図表21:困っていること、悩んでいること、つらいこと



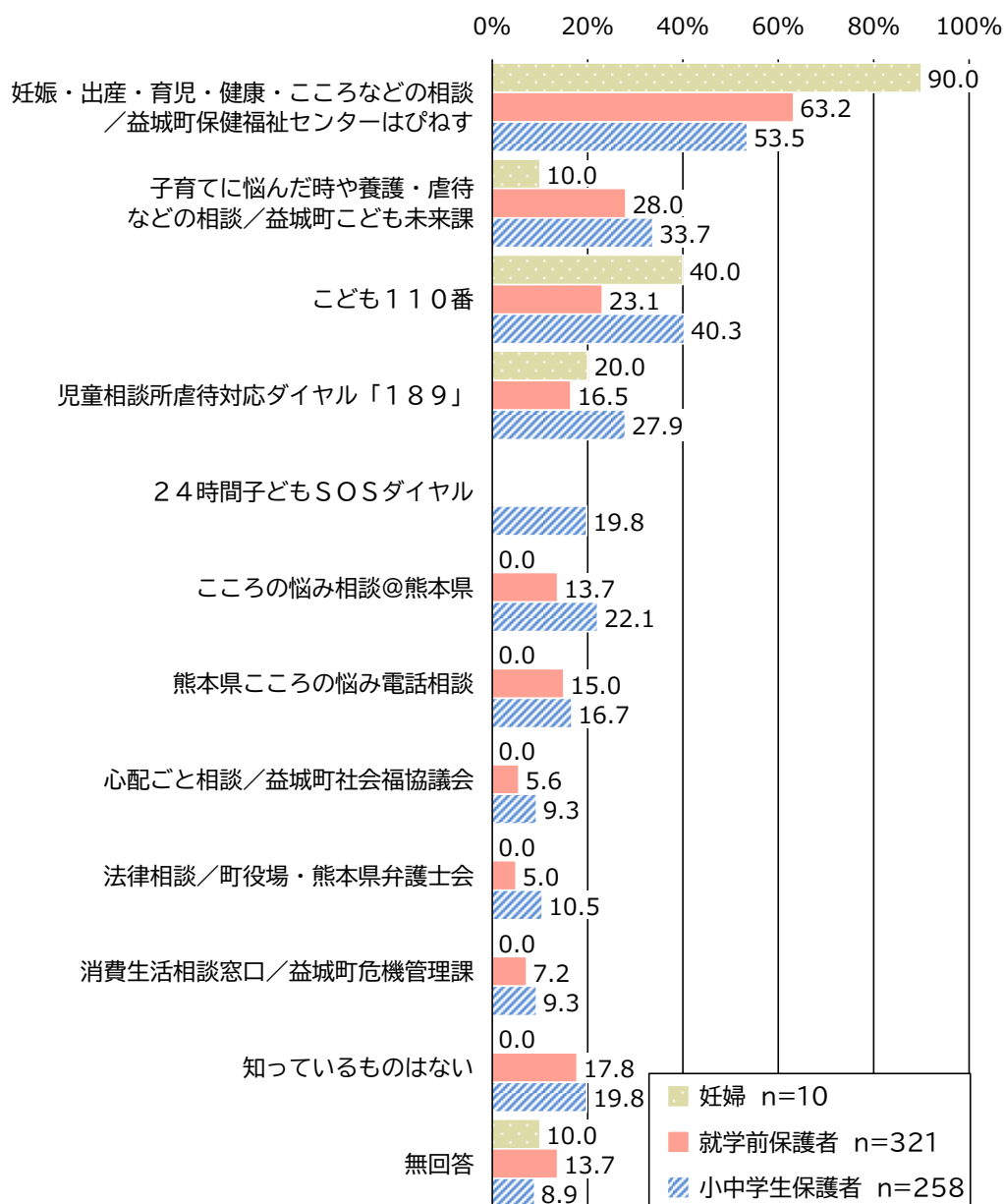
④相談窓口について知っているもの

相談窓口のなかで知っているものをみると、妊婦では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が90.0%で最も高く、次いで「こども110番」が40.0%、「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」が20.0%となっています。

就学前保護者では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が63.2%で最も高く、次いで「子育てに悩んだ時や養護・虐待などの相談／益城町こども未来課」が28.0%、「こども110番」が23.1%となっています。また、「知っているものはない」が17.8%でした。

小中学生保護者では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が53.5%で最も高く、次いで「こども110番」が40.3%、「子育てに悩んだ時や養護・虐待などの相談／益城町こども未来課」が33.7%となっています。また、「知っているものはない」が19.8%でした。

図表22:子ども・子育て世代の方が困りごとや悩みごとを相談できる窓口の中で知っているもの



※「24時間子どもSOSダイヤル」は小中学生保護者のみの選択肢です

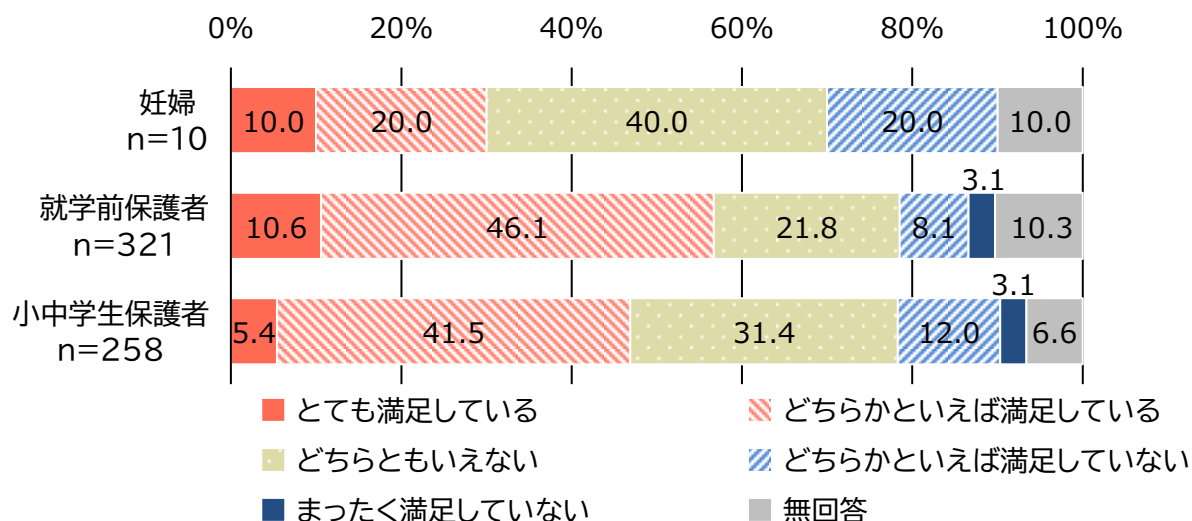
⑤子育て環境への満足度について

町の子育て環境に対する満足度についてみると、妊婦では、『満足している』(「とても満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が30.0%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「まったく満足していない」の合計)が20.0%となっています。

就学前保護者では、『満足している』が56.7%で、『満足していない』が11.2%となっています。

小中学生保護者では、『満足している』が46.9%で、『満足していない』が15.1%となっています。

図表23:町の子育て環境の満足度



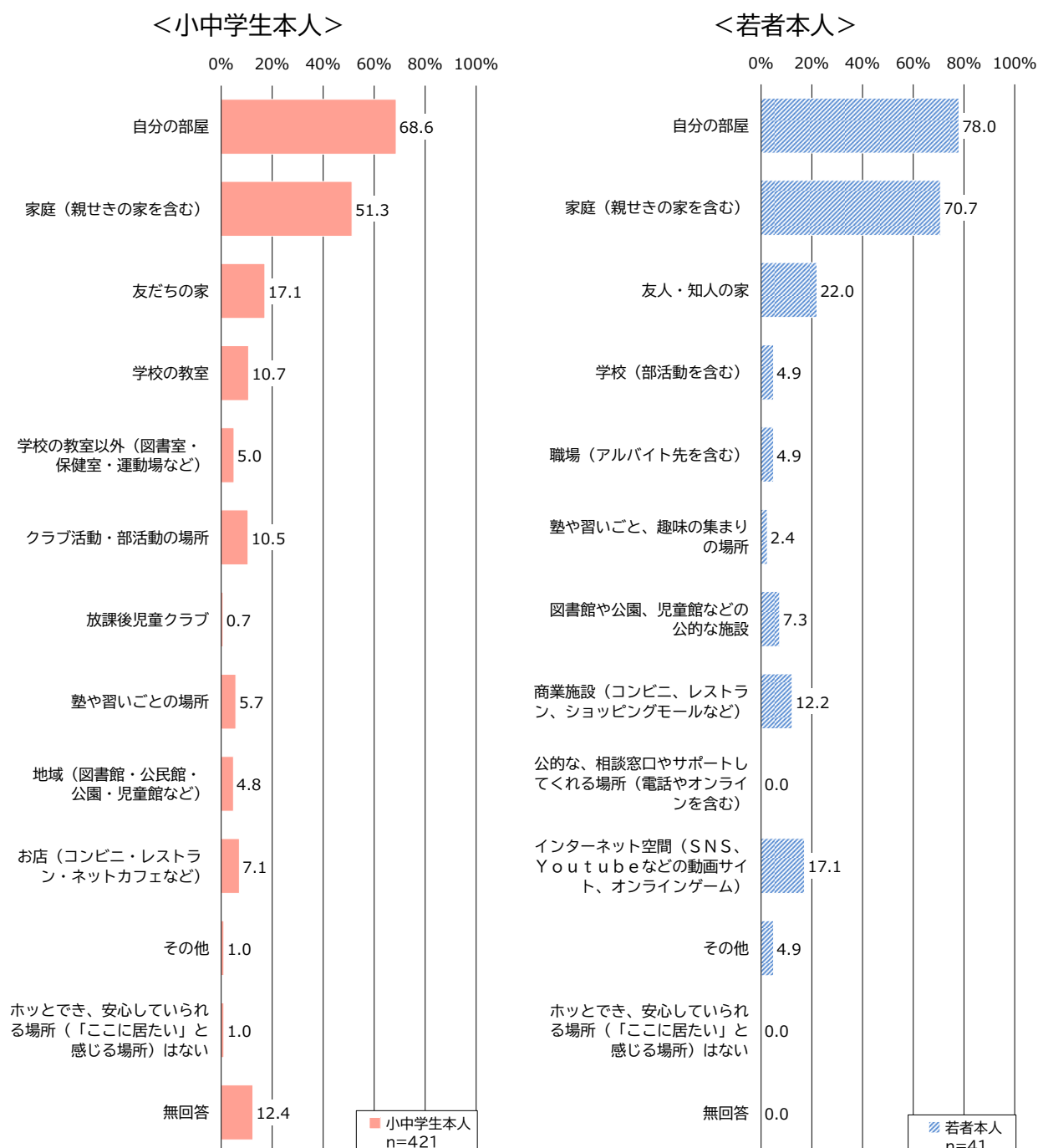
(2)小学生本人、若者本人の結果

①安心していられる場所

安心していられると思う場所をみると、小中学生本人では、「自分の部屋」が68.6%で最も高く、次いで「家庭(親せきの家を含む)」が51.3%、「友だちの家」が17.1%となっています。

若者本人では、「自分の部屋」が78.0%で最も高く、次いで「家庭(親せきの家を含む)」が70.7%、「友人・知人の家」が22.0%となっています。

図表24:ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)

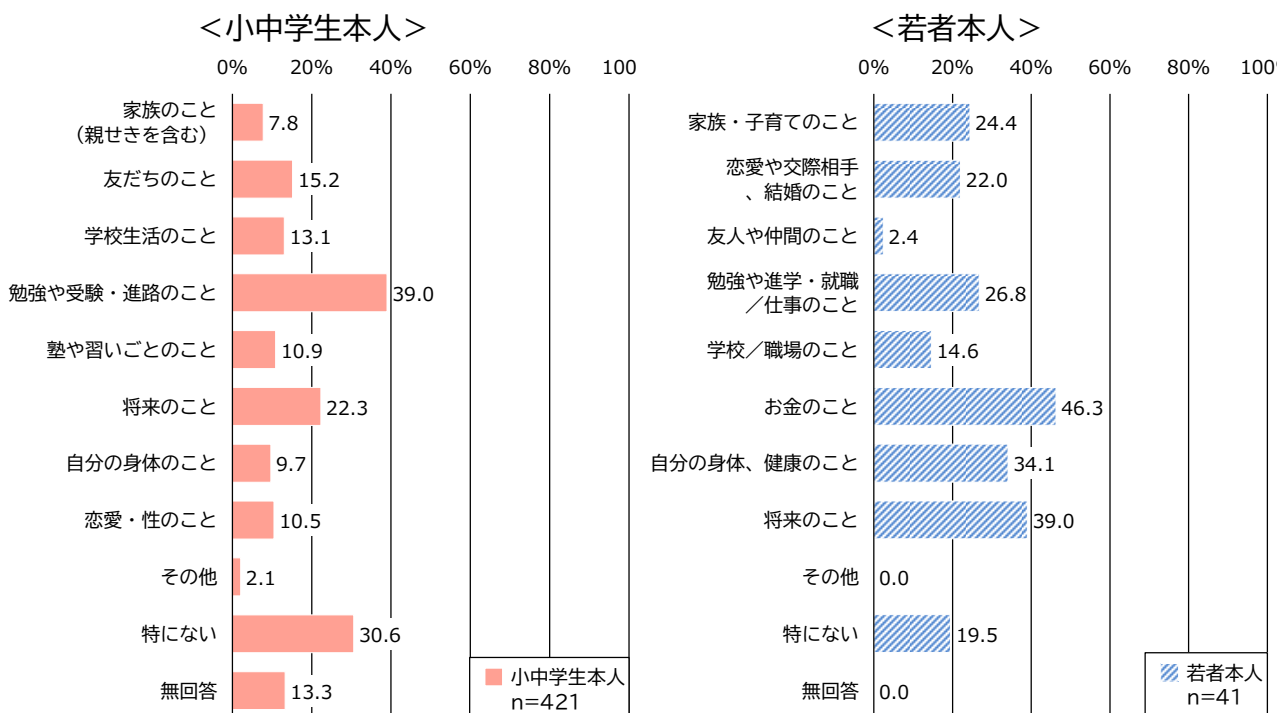


②困っていること、悩んでいること、つらいことについて

日頃、困っていること・悩んでいること・つらいことをみると、小中学生本人では、「勉強や受験・進路のこと」が39.0%で最も高く、次いで「特にない」が30.6%、「将来のこと」が22.3%となっています。

若者本人では、「お金のこと」が46.3%で最も高く、次いで「将来のこと」が39.0%、「自分の身体、健康のこと」が34.1%となっています。

図表25:困っていること、悩んでいること、つらいこと

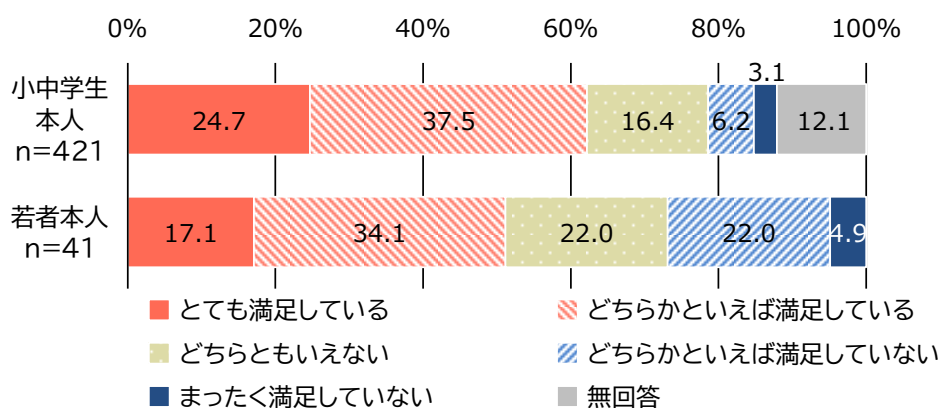


③子ども・若者を取り巻く環境の満足度について

自身やまわりの子ども・若者を取り巻く益城町の環境(まわりの状態や世界)の満足度をみると、小中学生本人では、『満足している』(「とても満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が62.2%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「まったく満足していない」の合計)が9.3%となっています。

若者本人では、『満足している』が51.2%で、『満足していない』が26.9%となっています。

図表26:子ども・若者を取り巻く環境の満足度

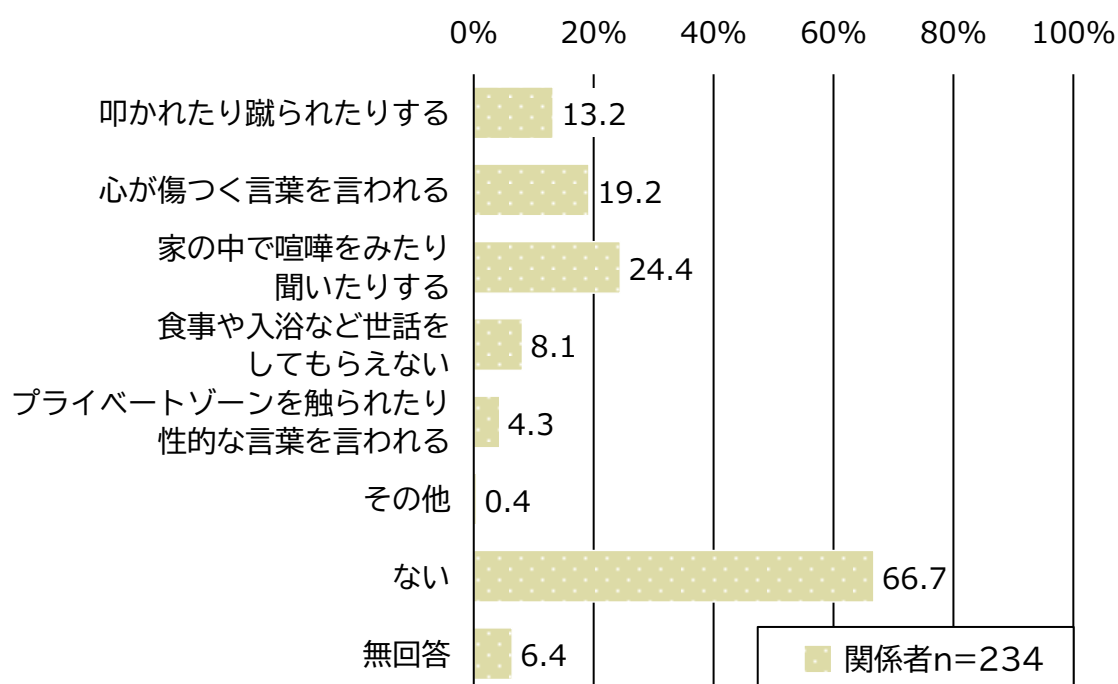


(3) 子ども・若者支援等の関係者の結果

① 子どもから大人からされたことを見聞きした経験について

子どもが大人からされたことを見聞きした経験についてみると、「家の中で喧嘩をみたり聞いたりする」が24.4%、「心が傷つく言葉を言われる」が19.2%、「叩かれたり蹴られたりする」が13.2%となっています。

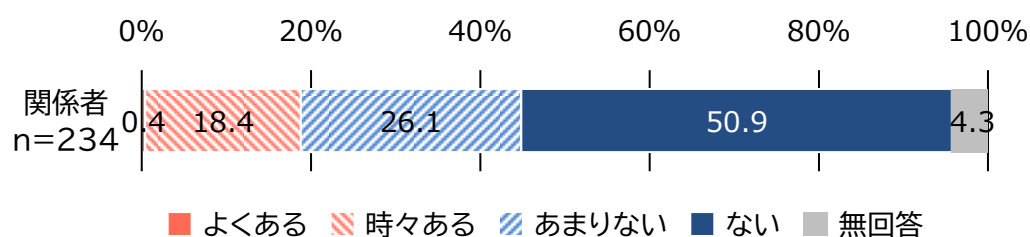
図表27: 子どもが大人からされたことを見聞きした経験



② こどものいじめについて見たり聞いたりした経験

「よくある」が0.4%、「時々ある」が18.4%となっている。また、「あまりない」が26.1%、「ない」が50.9%となっています。

図表28: こどものいじめについて見たり聞いたりした経験

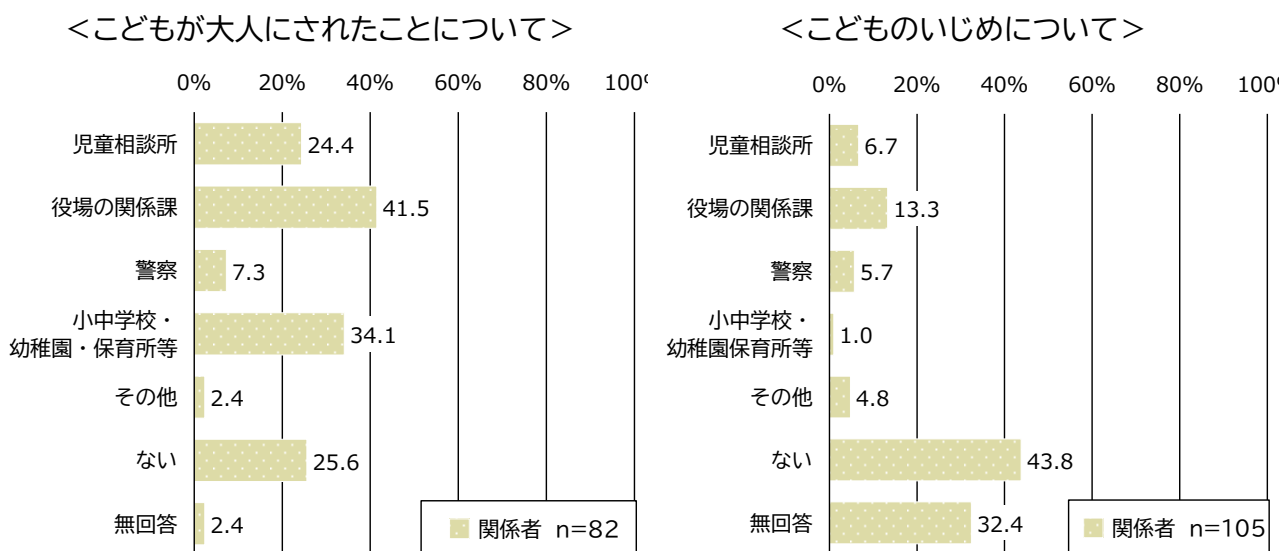


③子どもに関することを相談した機関について

(所属先で関わる)子どもに関することを相談した機関をみると、子どもが大人からされたことについては、「役場の関係課」が41.5%で最も高く、次いで「小中学校・幼稚園・保育所等」が34.1%、「ない」が25.6%となっています。

子どものいじめ(いじめる、いじめられる)については、「ない」が43.8%で最も高く、次いで「役場の関係課」が13.3%、「児童相談所」が6.7%となっています。

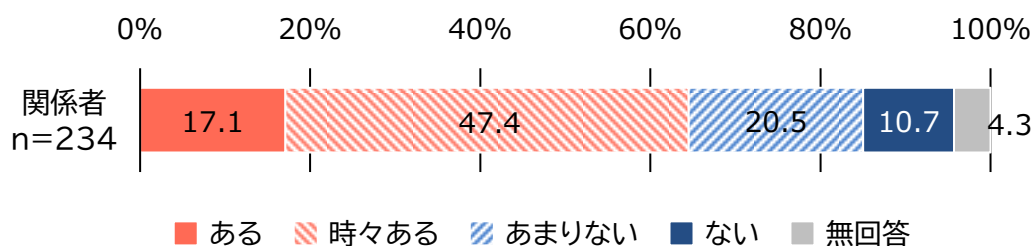
図表29:子どもに関することを相談した機関



④子どもに関わる際の困りごとや悩み事の有无

「ある」が17.1%、「時々ある」が47.4%と、合わせて64.5%となっています。

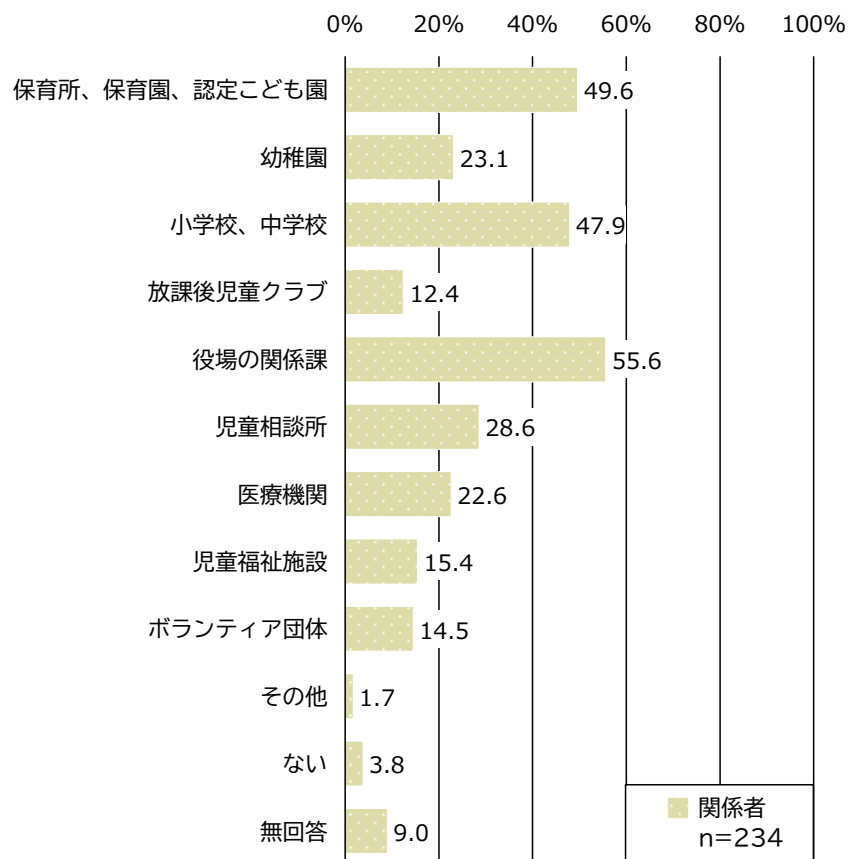
図表30:子どもに関わる際の困りごとや悩み事の有无



⑤こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無

こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無をみると、「役場の関係課」が55.6%で最も高く、次いで「保育所、保育園、認定こども園」が49.6%、「小学校、中学校」が47.9%となっています。

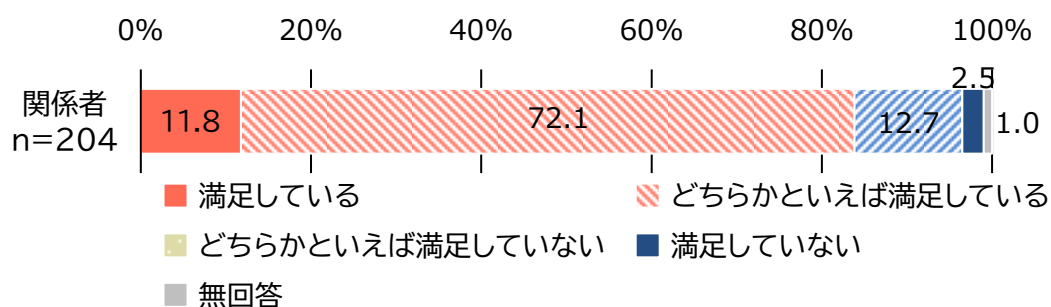
図表31:こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無



⑥子育て支援の連携・協力への満足度

子育て支援の連携・協力への満足度についてみると、『満足している』(「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が83.9%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「満足していない」の合計)が15.2%となっています。

図表32:子育て支援の連携・協力への満足度



(4)若者ヒアリングの結果

※今後整理予定

3

第2期町計画(令和2(2020)年～令和6(2024)年)の施策評価

※今後整理予定

第3章 計画の基本的な考え方

※この章には検討中の項目が多く含まれます

基本理念

検討中

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本町では、第2期町計画において「みんなで子育ていきいき親子」を基本理念として掲げ、各種施策を進めてきました。

令和7年度(2025年度)を始期とする本計画にあたっては、こども大綱の趣旨や総合計画において掲げる町の将来像及び基本目標を踏まえ、本計画の目指す方向性である基本理念を、“○○○○○○○○○○○○○○○○”とします。

貧困家庭やひとり親家庭をはじめとした様々な家庭や困難を抱える若者等を含む、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指し、本計画を推進していきます。

<参考>

◆第2期町計画の基本理念 ～みんなで子育て いきいき親子～

基本理念のもと以下の基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標 1

安心して子どもを生み育てることができるまち

基本目標 2

子ども・若者が健やかに成長し、希望をもつことができるまち

基本目標 3

多様な子ども・若者、子育て家庭が
置かれた環境に関わらず幸せに暮らすことができるまち

基本目標 4

子ども・若者が安全に暮らすことができるまち

基本目標 5

地域全体で子どもまんなか社会を実現するまち

基本目標に基づき施策を進めていくにあたり、全体を貫く軸として次の視点を設定します。

<視点1> ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を切れ目なく提供するとともに、子ども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるようになるまでの必要な支援を年齢等の理由で途切れることなく推進します。

<視点2> 当事者としての目線

子ども・若者の最善の利益が優先して考慮されるように、また、子育て当事者が子育て期の人生全体を充実させることができるように、子ども・若者及び子育て当事者の細かなニーズや実態の把握に努めながら、障がい・疾病・虐待・貧困など困難な状況にある子ども・若者や家庭も含め、誰一人取り残されることのないよう支援を行います。

※別紙「施策の展開 構成案」を参照

第4章 施策の展開

※別紙「施策の展開 構成案」を参照

施策以下の取り組みの詳細は今後、計画書素案で整理予定

基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるまち

※レイアウト案

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

それぞれのライフステージにおける課題を十分把握し、妊娠期から子育ての期間までを切れ目なく質の高い支援をすることで、子育て当事者の将来への見通しを示し、安心感の向上を図ります。

<具体的な施策>

1	
施策の方針	
2	
施策の方針	
3	
施策の方針	

<主な取組み>

- ・〇〇事業
- ・△△事業

第5章 量の見込みと確保方策

1

教育・保育提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

(2)益城町の提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、益城町全域を1区域として設定します。

2

「量の見込みの算定」について

(1)児童の将来人口推計

図表33:各歳人口の推計

※推計中です

単位:人

3

子ども・子育て支援給付の確保方策

※レイアウト案

(1)1号認定(教育標準時間認定)

【対象】

満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】

幼稚園、認定こども園

【提供体制の考え方】

.....。

単位(人)

就園児童数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
A 量の見込み					
B 確保の内容					
認定こども園 (私立)					
幼稚園 (公立)					
B - A					

4

地域子ども・子育て支援事業の確保方策

※レイアウト案

(1)延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、11時間を超えて保育園において保育を実施する事業

【提供体制の考え方】

.....。

単位(人)

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
A 量の見込み					
B 確保の内容					
B - A					

第6章 計画の推進体制

(1) 家庭の役割

イラスト挿入予定

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2) 地域の役割

イラスト挿入予定

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 企業・職場の役割

イラスト挿入予定

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

イラスト挿入予定

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、近隣市町村、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

2

計画の推進体制

本町では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、町域を超えた利用を想定して、近接する等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3

計画の達成状況の点検・評価

(計画策定)

- 子ども・子育て会議での審議を踏まえた計画の策定
- 目標設定



プラン
Plan
計画



ドゥ
Do
実行

(計画の推進、事業実施)

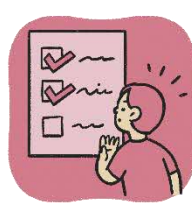
- 各主体との連携・協働での実施

(実施状況等の点検・評価)

- 子ども・子育て会議における事業等の進捗状況等の評価
- 推進部会での情報集約



アクション
Action
改善



チェック
Check
確認・評価

(事業の継続・拡充・計画見直し)

- 予算編成等における事業評価
- 量の見込みと確保の内容の検討・見直し

資料編

資料編では、策定員会委員名簿等を掲載予定

益城町こども計画
(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

発行年月:

発 行:

〒

TEL:

FAX:

協力 株式会社 サーベイリサーチセンター 南九州事務所